

指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名：都市計画課)

| 1 施設名 | 滋賀県営都市公園(湖岸緑地山田新浜地区、志那地区、赤野井吉川地区および中主吉川地区に限る。) | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|--|-----|--|------------------------|-----|----|--------------------|----------------|------------------------|--|--|-------|
| 2 施設の概要 | 管理面積 | 61.64ha | | | | | | | | | | | |
| | 山田新浜地区 | 9.35ha | | | | | | | | | | | |
| | 志那地区 | 17.42ha | | | | | | | | | | | |
| | 赤野井吉川地区 | 18.88ha | | | | | | | | | | | |
| | 中主吉川地区 | 15.99ha | | | | | | | | | | | |
| 3 募集概要 | 募集方法 | 公募 | | | | | | | | | | | |
| | 募集要項配布期間 | 令和5年12月22日 ~ 令和6年1月19日 | | | | | | | | | | | |
| | 申請受付期間 | 令和6年1月18日 ~ 令和6年1月19日 | | | | | | | | | | | |
| | 指定期間 | 令和6年4月1日 ~ 令和11年3月31日(5年間) | | | | | | | | | | | |
| | 管理業務内容 | (1) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号。以下「条例」という。)第2条の規定による行為の許可に関する業務 (2) 条例第5条の規定による都市公園の利用の禁止および制限に関する業務 (3) 条例第5条の2の規定による都市公園の利用の許可に関する業務 (4) 条例第9条の規定による許可の取消し、効力の停止および条件の変更に関する業務 (5) 都市公園の施設および設備の維持管理に関する業務 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める業務 | | | | | | | | | | | |
| | 管理料参考額 | 404,585,000円(消費税および地方消費税を含む。) | | | | | | | | | | | |
| 4 応募状況 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">申請者</th> <th rowspan="2">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都豊島区南池袋一丁目16番15号</td> <td>南湖東岸ゆうゆうパートナーズ</td> <td>・西武造園株式会社 ・近江鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">合計 1者</td> </tr> </tbody> </table> | | 申請者 | | グループの構成 (グループ申請の場合) | 所在地 | 名称 | 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 | 南湖東岸ゆうゆうパートナーズ | ・西武造園株式会社 ・近江鉄道株式会社 | | | 合計 1者 |
| 申請者 | | グループの構成 (グループ申請の場合) | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | 名称 | | | | | | | | | | | | |
| 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 | 南湖東岸ゆうゆうパートナーズ | ・西武造園株式会社 ・近江鉄道株式会社 | | | | | | | | | | | |
| | | 合計 1者 | | | | | | | | | | | |
| 5 審査の概要および結果 | 審査方式 | 滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会において、応募者からの申請書類の審査、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、審査基準に基づきあらかじめ定められた評価項目ごとに審査し、採点を行い、総合的に最も高い評価を得たものを指定管理者の候補者として選定する。 | | | | | | | | | | | |
| | 選定委員会委員 **委員長 *部会長 (50音順、敬称略) | 滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会(都市公園部会) 森のようちえん 綾 牧生 **公立大学法人滋賀県立大学 名誉教授 大橋 松行 公認会計士 杉澤 喜久美 滋賀県商工会議所女性会連合会 副会長 田中 ひろ子 *公立大学法人滋賀県立大学環境科学部環境建築デザイン学科 准教授 轟 慎一 | | | | | | | | | | | |
| | 審査基準 | 別紙参照 | | | | | | | | | | | |

審査経過

令和5年 7月5日 第1回土木交通部指定管理者等選定委員会
 (指定管理者募集要項および審査基準について検討)
 令和5年 8月15日～令和5年 9月29日 募集要項の配布
 令和5年 9月 4日 申請者対象説明会
 令和5年 9月11日 第2回土木交通部指定管理者等選定委員会
 (現地説明)
 令和5年 9月28日～令和5年 9月29日 申請受付 → 申請者なし
 令和5年10月24日 第5回土木交通部指定管理者等選定委員会
 (指定管理者募集要項および審査基準について再検討)
 令和5年12月22日～令和6年 1月19日 募集要項の配布
 令和5年12月27日 申請者対象説明会
 令和6年 1月18日～令和6年 1月19日 申請受付
 令和6年 1月23日 第6回土木交通部指定管理者等選定委員会
 (財務状況の審査)
 令和6年 1月30日 第7回土木交通部指定管理者等選定委員会
 (事業計画のヒアリング)
 令和6年 2月16日 第8回土木交通部指定管理者等選定委員会
 (審査基準の採点結果に基づき指定管理者候補者選定)

指定管理者の候補者

南湖東岸ゆうゆうパートナーズ

評価結果、選定理由、選定委員会の概要

【評価結果】

○選定基準に基づく採点結果

| 申請者 | 選定基準 1 | 選定基準 2 | 選定基準 3 | 選定基準 4 | 選定基準 5 | 合計 |
|----------------|-------------|---------------|--------------|---------------|------------|---------------|
| 南湖東岸ゆうゆうパートナーズ | 24.4 /30 | 142.0 /185 | 81.4 /125 | 122.8 /150 | 2.0 /10 | 372.6 /500 |

※点数は各委員の平均値 (500点満点)

○各委員の採点結果

| 申請者 | A委員 | B委員 | C委員 | D委員 | E委員 | 合計 | 平均値 |
|----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 南湖東岸ゆうゆうパートナーズ | 375 | 373 | 371 | 385 | 359 | 1,863 | 372.6 |

○提示額一覧表

| 申請者 | 提示額 |
|----------------|--------------|
| 南湖東岸ゆうゆうパートナーズ | 404,500,000円 |

審査結果

【選定理由】

南湖東岸ゆうゆうパートナーズを候補者に選定するにあたり、各選定基準において特に評価されたものは以下のとおりである。

- ・選定基準1については、公園の設置目的や豊富な管理運営実績を踏まえた管理運営方針の提案における実現性が評価された。
- ・選定基準2については、県が提示する管理運営目標を上回る数値目標の提案や、独自の目標設定が評価された。
- ・選定基準3については、代表企業による資材の一括購入等、経費の縮減に関する具体かつ実現性のある提案が評価された。
- ・選定基準4については、安定的な運営が可能となる経理的基盤や運営実績が評価された。
- ・選定基準5については、国際標準化機構が定めた規格ISO14001認証登録が評価された。

【指定管理者等選定委員会の概要】

- ・募集要項や審査基準について議論し、問題がないことを確認した。
- ・現地説明においては、周辺環境も含め施設の状況を確認した。
- ・財務審査においては、業務を安定確実にできる経営規模を有していることを確認した。
- ・ヒアリングにおいては、申請者からの事業計画の内容や執行体制について確認した。
- ・候補者の選定にあたっては、豊富な取組実績を背景とした積極的な管理運営目標の設定や運営実績を評価し、候補者として相応しいと決定した。なお、提案された維持管理業務費の削減について利用者へのサービス低下につながらないようにすること、利用適正化の方策をはじめ公園の魅力向上につながる取組に期待する、等の意見があった。

上記の結果、南湖東岸ゆうゆうパートナーズを指定管理者の候補者として選定した。

別紙 《審査の基準》

評価視点1：公園施設の維持管理体制の構築と管理水準の向上を図り、公園ごとの特性にあった確かつ効果的な公園管理

評価視点2：マナーアップの啓発を含む快適性の向上の取組

評価視点3：自主事業等による多様な利用者ニーズに対応した緑とオープンスペースの有効活用・情報発信

※滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項については、該当する場合は配点満点とし、該当しない場合は0点とする。

| 選定基準 (条例第9条の3第2項) | 審査項目 | 審査内容 | 確認する書類 | 配点 | 小計 | 計 |
|--|----------------------------------|--|---|-----|-----|-----|
| 1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること(1号) | ・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果 | ・参加意欲があるか | 3 基本方針等 | 10 | 30 | 30 |
| | | ・設置目的にふさわしく、逸脱したものではないか | | 10 | | |
| 2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること(2号) | ・施設の効用発揮 | ・公園の特性と課題を理解しているか | 4 実施計画 | 10 | 30 | 185 |
| | | ・管理運営目標の達成に向けた取り組みは適切か | | 10 | | |
| | ・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性 | ・求めている管理水準が提案されているか | 4 実施計画 5 公園の安全管理 | 10 | 40 | |
| | | ・公園に関する防犯上の指針を理解し、公園の安全確保が具体的に提案されているか | | 10 | | |
| | ・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果 | ・施設管理を適切に行い、公園の安全確保に対する取り組みが具体的に示されているか。 | 6 利用促進策、利用者増への取組み | 10 | 35 | |
| | | ・公園施設および植栽の維持管理業務は具体的に計画されているか(時期、期間、頻度等明確に記載されているか) | | 10 | | |
| | ・地域や関係団体との連携 | ・利用促進策は具体的に示されているか | 7 地域や関係機関との連携 | 10 | 10 | |
| | | ・利用者の多様なニーズを的確に捉え、施設の有効活用、情報発信の観点から利用促進に繋がる計画となっているか。 | | 15 | | |
| | ・サービス向上を図るための具体的手法および期待される効果 | ・県民参加・県民協働に対する考え方が具体的に示されているか | 8 自主事業の運営 | 10 | 50 | |
| | | ・地域との連携策が具体的に示されているか | | 10 | | |
| | ・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案 | ・魅力の向上につながる自主事業の内容となっているか | 9 利用者への対応 | 20 | 20 | |
| | | ・自主事業の計画と当該公園の基本的な運営方針は整合しているか | | 10 | | |
| | ・施設の活性化に寄与する新たな取組やチャレンジ性のある提案 | ・トラブル発生時に適切に対処し、利用者からの要望や苦情への対応方法について具体的に示されているか | 20 事業計画書 | 10 | 20 | |
| | | ・利用者の満足度を高める具体的な方策が示されているか | | 10 | | |
| 3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の削減が図られるものであること(3号) | ・施設の管理に係る経費の額および積算根拠 | ・利用適正化方策に関して、実効性のある提案内容となっているか | 10 収支計画書 | 65 | 85 | 125 |
| | | ・提案内容は県が求めている内容と整合し、利用者の快適性向上に結び付いているか。 | | 10 | | |
| | ・収支計画の内容、妥当性および実現の可能性 | ・県が示した管理料の参考額をどの程度下回っているか | 4 実施計画書 8 自主事業の運営 | 20 | 40 | |
| | | ・経費の削減が具体的に示されているか | | 10 | | |
| | ・収支計画の内容、妥当性および実現の可能性 | ・収入、支出の積算と管理業務の実施計画との間で整合性が取れているか | 10 収支報告書 11 委託業務内容(参考資料) | 20 | 40 | |
| | | ・良好な公園管理が持続的に可能かという観点から見て、収支計画の内容に妥当性があるか | | 10 | | |
| 4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること(4号) | ・安定的な運営が可能となる人的能力 | ・自主事業の収支が適切に計画されているか | 12 人員体制 13 人員配置計画等 | 10 | 30 | 150 |
| | | ・本社を含めた組織体制、責任・執行体制が示されているか。 | | 10 | | |
| | ・安定的な運営が可能となる経理的基盤 | ・現場における責任者・人員配置・ローテーション等が具体的に示されているか | 14 人材の育成計画 | 10 | 40 | |
| | | ・職員指導育成、研修体制は具体的に示されているか | | 10 | | |
| | ・類似施設の運営実績 | ・当該公園の業務を安定確実に実行する経営規模を有しているか | 会社概要、会社定款、法人の登記事項証明書、財務諸表、登録証明書等 | 10 | 20 | |
| | | ・団体の財務状況は健全か | | 20 | | |
| | ・その他適切な運営を行うための能力(災害対策等) | ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か | 15 過去の事業実績 | 20 | 20 | |
| | | ・類似施設を良好に運営した実績はあるか | | 10 | | |
| | ・その他適切な運営を行うための能力(災害対策等) | ・危機管理の重要性を認識し初期対応等すぐに対応できる連絡体制や緊急時のバックアップ体制が具体的に示されているか | 16 緊急時の体制および対策・防災対策 | 10 | 60 | |
| | | ・県の地域防災計画に基づき、台風・地震等の異常気象・災害時に防災拠点としての対応ができる体制・行動計画が具体的に示されているか | | 10 | | |
| | ・その他適切な運営を行うための能力(災害対策等) | ・環境への配慮が具体的に示されているか | 17 環境への配慮 | 10 | 10 | |
| | | ・円滑な事務引継への取り組みが具体的に示されているか | | 10 | | |
| | ・その他適切な運営を行うための能力(災害対策等) | ・自己評価、モニタリングに対する取り組み状況はどうか | 18 円滑な業務引継に向けての計画 | 10 | 10 | |
| | | ・柔軟な考えでの取り組みが具体的に示されているか | | 10 | | |
| 5 滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項(グループ申請の場合は、代表企業について該当する項目がある場合に加点を行う。) | ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 | ・社内評価、モニタリングに対する取り組み状況はどうか | 19 特記事項 | 10 | 10 | |
| | | ・柔軟な考えでの取り組みが具体的に示されているか | | 10 | | |
| | ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 | ・県内に本店を有する事業者であるか | ・会社定款 | 2 | 10 | |
| | | ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること | | 2 | | |
| | ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 | ・高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること | ・滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録証(滋賀県発行)の写し、または厚生労働大臣認定通知書 労働局発行の写し | 1 | 10 | |
| | | ・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること | | 2 | | |
| | ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 | ・障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること | ・労使協定または就業規則の該当箇所の写し | 1 | 10 | |
| | | ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること | | 2 | | |
| | ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 | ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること | ・①については、障害者雇用状況報告書の写し | 2 | 10 | |
| | | ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること | | 2 | | |
| | ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 | ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること | ・②については、申立書の写し | 2 | 10 | |
| | | ・「滋賀県女性活躍推進企業」の認定を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること | | 2 | | |
| | ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 | ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること | ・③については、認定通知書(滋賀県発行)の写し | 1 | 10 | |
| | | ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 | | 2 | | |
| | ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 | ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 | ・④については、認定通知書(労働局発行)の写し | 1 | 10 | |
| | | ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 | | 2 | | |
| | ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 | ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 | ・認証通知(滋賀県発行)の写し、または認定通知書(労働局発行)の写し | 1 | 10 | |
| | | ・環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること | | 2 | | |
| | ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 | ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 | ・①については、審査登録機関の証明書の写し | 1 | 10 | |
| | | ②一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録 | | 2 | | |
| | ・地域経済の活性化への配慮、行政目的の実現を図るための契約の活用 | ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 | ・②③④については、認証・登録証の写し | 1 | 10 | |
| | | ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 | | 2 | | |
| | | | | 500 | 500 | 500 |

・審査基準および配点に基づく、選定すべき候補者の決定は、以下のア〜ウの順に行うこととする。

ア 各委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

イ 最も高い採点をした委員の数が最も多い申請者

ウ 「2 施設の効用の最大化」、「3 経費の削減」に関する委員の採点を合計した点数が最も高い申請者

なお、これによっても選定すべき候補者が決定しない場合は、選定委員会において協議し、選定すべき候補者を決定する。

なお、選定基準ごと(滋賀県が締結する契約に関する条例の目的達成に資する事項を除く)の採点合計および総合計点が6割未満の場合は、指定管理業務実施への支障が懸念されるとして、失格とする。